特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市長

公表日
令和7年3月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当の支給に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・一般受給資格者の前年所得状況の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当の支給に関する処分における、受給資格者に関する関係先への資料提供等の要求 ・父母指定者の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「法第19条第8号省令」という。）第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
（1）児童手当特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び法第19条第8号省令第2条の表 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの」となっているもの（42の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの」となっているもの（125の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの」となっているもの（141の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの」となっているもの（161の項） 〇法第19条第8号省令 ・第44条、第127条、第143条、第163条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び法第19条第8号省令第2条の表 ・106の項、107の項 〇法第19条第8号省令	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部　子ども未来課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1491
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得の際には、本人からの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、特定個人情報を取り扱う際は、複数人での確認を行うようにしている。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。 また、マイナンバー取扱い職員は研修を受講している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月15日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	子ども家庭課	子ども未来課	事後	
平成29年5月15日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子ども家庭課長　岡本　光子	子ども未来課長　畑中　伸也	事後	
平成29年5月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部　子ども家庭課　511-8601　三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1172	保健福祉部　子ども未来課　511-8601　三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1172	事後	
平成30年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子ども未来課長　畑中　伸也	子ども未来課長	事後	
平成30年8月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部　子ども未来課　511-8601　三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1172	保健福祉部　子ども未来局　子ども未来課　511-8601　三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1491	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	なし	リスク対策の追加	事後	様式変更による
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数　いつ時点の計数か	2015/7/1	2020/3/31	事後	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2015/7/1	2020/3/31	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ　関連情報　7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ　関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事業の概要	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ　関連情報　1. 情報ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	
令和4年2月4日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数　いつ時点の計数か	2020/3/31	2021/12/1	事後	
令和4年2月4日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2020/3/31	2021/12/1	事後	
令和4年9月26日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数　いつ時点の計数か	2021/12/1	2022/6/1	事後	
令和4年9月26日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2021/12/1	2022/6/1	事後	
令和5年8月22日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数　いつ時点の計数か	2022/6/1	2023/6/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月22日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2022/6/1	2023/6/1	事後	
令和5年8月22日	Ⅰ関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	保健福祉部　子ども未来局　子ども未来課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1491	子ども未来部　子ども未来課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1491	事後	
令和6年9月25日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数　いつ時点の計数か	2023/6/1	2024/6/1	事後	
令和6年9月25日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2023/6/1	2024/6/1	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルの取扱う事務　② 事務の概要	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「法第19条第8号省令」という。）第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ関連情報　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一　56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第44条	1. 番号法第9条第1項及び別表　81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第44条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅰ関連情報　4. 個人番情報ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（26の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（30の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（87の項） 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第19条、第44条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの（74、75の項）	（（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び法第19条第8号省令第2条の表 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの」となっているもの（42の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの」となっているもの（125の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの」となっているもの（141の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの」となっているもの（161の項） 〇法第19条第8号省令 ・第44条、第127条、第143条、第163条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び法第19条第8号省令第2条の表 ・106の項、107の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月19日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当の支給に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当又は特例給付の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当又は特例給付の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・一般受給資格者の前年所得状況の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当の支給に関する処分における、受給資格者に関する関係先への資料提供等の要求 ・父母指定者の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	児童手当法に基づく児童手当の支給に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・一般受給資格者の前年所得状況の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当の支給に関する処分における、受給資格者に関する関係先への資料提供等の要求 ・父母指定者の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	事前	
令和7年3月19日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー	児童手当システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和7年3月19日	Ⅳリスク対策　8．人手を介在させる作業　人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か	（なし）	十分である	事前	
令和7年3月19日	Ⅳリスク対策　8．人手を介在させる作業　人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か　判断の根拠	（なし）	マイナンバー取得の際には、本人からの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、特定個人情報を取り扱う際は、複数人での確認を行うようにしている。	事前	
令和7年3月19日	Ⅳリスク対応　11．最も優先度が高いと考えられる対策	（なし）	1）目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月19日	Ⅳリスク対応　11. 最も優先度が高いと考えられる対策　当該対策は十分か【再掲】	（なし）	十分である	事前	
令和7年3月19日	Ⅳリスク対応　11. 最も優先度が高いと考えられる対策　判断の根拠	（なし）	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。 また、マイナンバー取扱い職員は研修を受講している。	事前	